

第 八 十 八 号 議 案

住居表示の実施に伴う関係条例の整理等に関する条例

右の議案を提出する。

令和二年九月十七日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

住居表示の実施に伴う関係条例の整理等に関する条例

(江戸川区立地区会館条例の一部改正)

第一条 江戸川区立地区会館条例(昭和四十四年六月江戸川区条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「区長」を「江戸川区長(以下「区長」という。)」に改める。

別表中「第一条」を「第二条」に改め、同表江戸川区立下鎌田会館の項中「江戸川区東瑞江二丁目三八番地」を「江戸川区東瑞江二丁目一八番四号」に改め、同表江戸川区立江戸川一丁目会館の項中「江戸川区江戸川一丁目五番地七」を「江戸川区江戸川一丁目四二番九号」に改める。

(江戸川区立コミュニティ会館条例の一部改正)

第二条 江戸川区立コミュニティ会館条例(昭和五十九年三月江戸川区条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表江戸川コミュニティ会館の項中「江戸川区江戸川二丁目八番地」を「江戸川区江戸川二丁目三三番九号」に改める。

(江戸川区保育所条例の一部改正)

第三条 江戸川区保育所条例(昭和三十六年四月江戸川区条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十五条第三項」を「第三十五条第二項」に改め、同条の表江戸川区江戸川二丁目保育園の項中「江戸川区江戸川二丁目三一番地」を「江戸



二丁目一九番一五号」に改める。

（江戸川区立学校設置条例の一部改正）

第六条 江戸川区立学校設置条例（昭和三十二年四月江戸川区条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表の一 小学校の部 同下 鎌田東小学校の項中「江戸川二丁目二一番地」を「江戸川二丁目一六番三一号」に改め、同部同江戸川小学校の項中「江戸川一丁目三七番地」を「江戸川一丁目一番一六号」に改める。

（江戸川区立図書館条例の一部改正）

第七条 江戸川区立図書館条例（平成五年三月江戸川区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表 江戸川区立東部図書館の項中「江戸川区江戸川二丁目三五番地六」を「江戸川区江戸川二丁目二六番一号」に改める。

付 則

この条例は、令和二年十一月二日から施行する。ただし、第三条中江戸川区保育所条例第一条の改正規定（「第三十五条第三項」を「第三十五条第二項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

( 説明 )

住居表示の実施に伴い、江戸川一丁目、江戸川二丁目及び東瑞江二丁目の区域内の区の施設の位置を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。